

マイナンバーカード(個人番号カード:ICカード)の申請方法



<証明用写真について> 正面、無帽、無背景等になっていない場合は、マイナンバーカードのお渡しができないことがあります、再度申請して頂くこととなりますので [裏面の「顔写真のチェックポイント」](#) をよくご覧のうえ申請してください。

【申請方法】(3つの方法のどれか)

① 郵送

証明写真機等で撮影・郵送で申請

- 通知カード(紙製)お届け時に同封されていた申請書に記入
[電話番号・申請日・申請者氏名の欄]
※住所や氏名等に変更がある場合は使用できません。手書きの申請書を渡します。
 - 証明用顔写真を添付(裏面参照)
 - 返信用封筒で送付
- ◎15歳未満、成年被後見人の方の申請の際は代理人記載欄も記入してください。

手書き申請書(ダウンロード)

② オンライン(スマホ・PC)

スマホで撮影・申請 デジカメで撮影、PCで申請

- 23桁の申請書ID(通知カードに同封)が必要です。
- スマホやデジカメなどで証明用の顔写真を基準どおりに撮影(裏面参照)
 - 申請用WEBサイトにアクセスし、メールアドレスを登録
 - メールアドレス宛に通知される申請者用のWEBサイトにアクセス
 - 画面の案内にしたがって、入力・顔写真を添付して送付

【オンライン申請手順】

<https://net.kojinbango-card.go.jp/>



③ 窓口(通知カードは、申請時に返納)

本人確認、写真の確認は、申請時に行います。

- 【申請、本人確認の場所】
区役所市民課・市民センター
- 【持参物】
(1) 交付申請書
(2) 証明用顔写真(裏面参照)
(3) 本人確認書類(※2)
(4) 通知カード(紙製)
(5) 住民基本台帳カード(お持ちの方のみ)
- 【申請者が15歳未満、成年被後見人の方】
◎申請者に法定代理人(親権者・後見人)が同行して来庁
◎持参物
(1) 上記の【持参物】(1)~(5)
(2) 法定代理人の本人確認書類(※2)
(3) 法定代理人であることが確認できる書類(全部事項証明書・登記事項証明書等)
- 【暗証番号設定手続き】
暗証番号設定依頼書を記入(☆)

住基カードをお持ちの方は、住基カードも申請時に返却していただきます。

交付通知書(通知はがき)を、転送不要で住所地へ送付します。
本人が区役所(交付場所)へ来れますか?

カードの写真と御本人を確認します。(来庁時受取)

はい

いいえ

本人が来庁し顔写真を確認できる

- 【持参物】
(1) 交付通知書(はがき)
(2) 通知カード(紙製)
(3) 本人確認書類(※1)
(4) 住民基本台帳カード(お持ちの方のみ)
- 【申請者15歳未満、成年被後見人の方】
◎申請者に法定代理人(親権者・後見人)が同行して来庁
◎持参物
(1) 上記の【持参物】(1)~(4)
(2) 法定代理人の本人確認書類(※1)
(3) 法定代理人であることが確認できる書類(全部事項証明書・登記事項証明書等)

代理人が来庁

- 医師発行の診断書、申請者本人の写真付き本人確認書類などが必要になります。
- 申請者本人が入院しているなど、外出も困難で来庁できず、やむをえない場合は職員までお問い合わせください。
- ※ 仕事や学業の都合などの理由はお受けできません。
※ 写真付き本人確認書類がない場合は、職員が本人確認後に「本人限定受取郵便(特例型)」で郵送

暗証番号が設定されたマイナンバーカード(ICカード)を申請者本人へ「本人限定受取郵便(特例型)」で郵送交付

- ☆ 暗証番号の設定(事前に考えてから来てください)(開始時期はそれぞれ別になります)
- 数字4ケタ
(1) H29年1月から全国のコンビニで住民票、印鑑証明、現在戸籍、税証明の申請時に
(2) マイナポータルへのログイン時に
(3) 転入や転居手続きなどの際に
 - 英大文字+数字の組み合わせ 6~16文字
(署名用電子証明書を発行した方のみ)
(1) e-Taxなどの電子申告などの際に
(2) ネットバンキングなど民間オンライン取引時に

マイナンバーカード(ICカード)を窓口で交付

☆ 暗証番号の設定、入力

【マイナンバーカード(ICカード)の有効期限】

20歳未満の場合::発行から 5回目の誕生日 まで
" 以上 " : " 10回目の誕生日 まで

本人確認書類

| | |
|---|---|
| A ICカード情報があるもの | ①IC付運転免許証 ②IC付旅券 ③住民基本台帳カード(写真付き) ④IC付在留カード ⑤IC付特別永住者証明書 ⑥マイナンバーカード(法定代理人の資料として) |
| B 顔写真付きのもの | ①旅券(IC付であっても暗証番号の入力できない場合を含む) ② 運転経歴証明書(H24.4.1以降のもの) ③身体障害者手帳 ④精神障害者保健福祉手帳 ⑤療育手帳 など |
| C 「氏名・住所」又は「氏名・生年月日」が記載され、市町村長が適当と認める書類 | ①健康保険証 ②介護保険被保険者証 ③国民年金手帳 ④年金証書 ⑤医療受給者証 ⑥児童扶養手当証書 ⑦生活保護受給者証 ⑧官公署発行の各種免許証 ⑨社員証 ⑩職員証 ⑪資格証 ⑫許可証 ⑬学生証 ⑭通帳(ゆうちょ銀行等) など |

【通知はがき到着後の来庁時受取の場合は、(1)~(3)からどれか1つ】、【窓口申請時確認の場合は、(1)~(4)からどれか1つ】

郵送申請等(※1)
(1) A から 1点
(2) B から 1点
(3) C から 2点

窓口申請(※2)
(1) A+ICカード情報の確認(①、②、③は暗証番号の入力が必要)
(2) A または B から 2点(①は暗証番号の入力が出ない場合を含む)
(3) A または B から 1点 + C から 1点
(4) C から 2点+申立書(照会回答書) この場合、通知カードを紛失している方は、窓口申請は不可

顔写真のチェックポイント

<https://www.kojinbango-card.go.jp/kofushinse/checkpoint.html>

- サイズ(縦4.5cm×横3.5cm)
- 最近6ヶ月以内に撮影したもの
- 正面、無帽、無背景のもの
- 裏面に氏名、生年月日を記入
- 規格(チェックポイント)にあっているもの

適切でないもの...

※ 再申請していただくこととなります。

× 正面でないもの

(顔の位置が片寄っている、顔が横向き、左右に傾いている、椅子などの背景がある等



× 背景がある、背景と同化している

(背景に影や柄がある、背景と衣服や髪境界線の判断が困難等)

総務省版
「顔写真のチェックポイント」

× 眼鏡やヘアバンド等により顔の一部が隠れているもの

(眼鏡のフレームが目にかかっている、フレームが非常に太く目や顔を覆う面積が大きい、照明が眼鏡に反射している、顔や頭の輪郭が隠れる装飾品等がある、帽子やサングラスをかけている等)

× 人物を特定しにくいもの

(照明不足で全体的に明るさが暗い、黒目と白目や鼻や口がはっきり写っていない。瞳がフラッシュ等により赤く写っている、顔に影がある、ピントが不鮮明等)

× 前髪が長すぎて目元が見えない、顔の輪郭が隠れている

× 平常の表情と異なるもの

(目をつぶっている、笑っている等)



注意!

- スマートフォンやパソコンの画面上できれいに見える場合でも、プリンタで普通紙(インクジェット用や写真用紙ではありません。コピー用紙などの普通紙)に印刷した時に、ピントがくっきりしていないものや、色が暗いなど目鼻口元がはっきりしていない等の場合、カード印刷時には、かなり出来上がりが落ちますので、証明用写真として十分写っているか予め御自分で確認のうえ申請してください。
- 身分証として使用された時に「なりすまし」等のトラブルが発生しないよう、「×」印の項目に該当しないか必ずご確認のうえ規格に適合した写真でお申し込みください。

マイナンバーカードの申請が、証明写真機で撮影しQRコードをかざすだけで完了!!

あとは、区役所に取りに行くだけ。(通知交付書、本人確認書類等を持参し暗証番号を設定)

◎申請機能付き写真撮影機ボックスの場所(一部)

(幕張本郷駅)、(新検見川駅) 改札前北側

(千葉駅周辺) ヨドバシカメラ千葉店 1F、ペリエ千葉ストリート1そごう千葉側1F屋外飲料自販機コーナー横

(津田沼駅周辺) パルコ津田沼店 B1F、イトーヨーカドー津田沼店 6Fエスカレーター脇

(検見川浜駅)北側、(千葉みなと駅)改札内1F

(新習志野駅周辺) ハイパーモール メルクス新習志野 1F

